

310円証紙から320円証紙への交換手続きについて ポイント

交換期間	取扱い窓口
令和3年10月1日～令和3年12月末日	金融機関
令和4年1月1日～令和5年9月末日	建退共本部経理課

金融機関での共済証紙の交換手続き

- ・共済契約者証または事務受託者証を提示し、窓口で交換を申し出てください。
- ・消印した証紙は交換できません。

金融機関で交換できなかった！！諦めるのはまだ早いです！！

A 建退共本部経理課での交換手続き

- ・交換できる旧証紙は、消印していない未使用のものに限ります。
- ・差額金を徴収できないため、金額換算をしたうえで端数は切り捨てとなります。
- ・現金の郵送はご遠慮願います。
- ・交換申請後、建退共本部から新証紙を発送するまで、1ヶ月程度時間がかかります。

手順 ①建退共ホームページより「証紙交換申請書」をダウンロードし、太枠内に必要事項を記入します。

②旧証紙の図柄を確認して、旧証紙の色に合わせそれぞれ枚数を記入します。

③旧証紙と証紙交換申請書を簡易書留などで建退共本部経理課宛に送付します。 ※本社以外の支社・支店から申出の場合は返送先を明記します。

B 旧証紙を新証紙に換算して使用方法

- ・310円証紙を320円に換算して使用できます。

計算例 @310×100枚÷@320≒96枚

いずれの方法も、同色(赤証紙⇔赤証紙・青証紙⇔青証紙)で同一券(1日券⇔1日券・10日券⇔10日券)での交換が可能です。

お問い合わせ先

建退共本部経理課

電話03-6731-2870~2872